

石川県教育費負担軽減奨学金（家計急変分）のお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。
「家計急変分」は、保護者等の収入が急激に減少するなどの家計急変が生じた世帯が対象となります。

1. 支給要件

以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

- 令和8年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円以上であるが、収入の急激な減少により、減少後の収入額で試算する保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割合算額の推計額が182,500円未満に相当すると認められる世帯であること
→家計急変の有無にかかわらず、令和8年度の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である場合は通常申請の対象となりますので、通常申請の案内に従い申請書類の提出をしてください。
→生業扶助（高等学校等就学費）が行われている場合は、家計急変分の対象とはなりません。
→通常申請により給付対象となった世帯において、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯に相当すると認められる場合も給付対象となります。
- 令和8年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- 対象となる生徒が、令和8年7月1日現在、私立高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金等（高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金）の受給資格を有していること

※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠としている都道府県においてのみ申請を行うことができ、複数の都道府県での重複申請はできません。

※海外赴任等で日本国内に住所を有しないことから、保護者等全員の道府県民税所得割・市町村民税所得割合算額の推計額を確認できない場合は支給対象外となります。

※支給回数上限を超えた場合は支給対象外となります。

支給回数上限：通算3回（定時制、通信制は4回）。ただし、学び直し支援金の対象者は1回（定時制、通信制は2回）を加算。

2. 給付額

世帯区分や家計急変の時期に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付額（年額）	
	全日制・定時制	通信制
ア 非課税世帯	152,000円	52,100円
イ 所得割合算額105,500円未満世帯 （年収270～380万円相当の世帯）	50,670円	17,370円
ウ 所得割合算額182,500円未満世帯 （年収380～490万円相当の世帯）	38,000円	13,030円

※家計急変が令和8年7月1日までに生じ、指定の期日までに申請書類を提出した世帯は、年額の給付となります。

※令和8年7月2日以降に家計急変が生じた場合は、家計急変及び申請の時期によって対象となる月数分の額を給付します。

（例）令和8年9月に、年収490万円以上相当の世帯から住民税非課税世帯に相当する世帯へ家計が急変し、申請した場合

$$152,000 \text{ 円} \times 6 \text{ か月（対象期間：10月～翌年3月）} / 12 \text{ か月} = 76,000 \text{ 円を給付}$$

※生徒本人が国籍・在留資格要件を満たさない場合は、世帯区分アのみ。

3. 申請方法

給付を希望する場合は、「提出書類のご案内」の記載に沿って必要となる書類を全て提出してください。

○申請書・債権者登録申出書入手方法

石川県総務部総務課のホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/bunkyo/syogakukyuhu_kakeikyuhen.html

※ダウンロードする環境がない等、入手にお困りがありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

4. 提出先・申請期限

提出先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部総務課 私学・県立大学支援グループ宛て

申請期限

①令和8年7月1日までに家計急変が生じた世帯：令和8年9月30日（水）まで

②令和8年7月2日以降に家計急変が生じた世帯：随時受付（ただし、令和8年2月26日（金）まで）

【問合せ・申請書提出先】

石川県総務部総務課私学・県立大学支援グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL：076-225-1233

MAIL：e110300b@pref.ishikawa.lg.jp